

# 平成 20 年度 公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果について

## 1. 点検の目的

公共工事を適切に施工するためには、請負者による適正な施工体制の確保が重要であることから、建設業法では施工体制台帳及び施工体系図の作成等が義務づけられているところです。また、平成 13 年 4 月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）では、適正な施工体制の確保がより一層求められるとともに、平成 17 年 4 月施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれています。

このため、国土交通省では、施工体制の点検要領等を定め、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、適正化法等の趣旨を一層徹底するため、平成 14 年度から監督職員以外の職員による「施工体制に関する全国一斉点検」を実施しており、今年度の実施結果を以下のようにとりまとめました。

## 2. 国土交通省直轄工事における実施方法

### (1) 点検期間

平成 20 年 10 月から 11 月を全国一斉点検期間とし、抜き打ちで点検を実施しました。

### (2) 対象工事

請負金額が 2,500 万円以上の工事（建築工事においては、5,000 万円以上の工事）を対象とし、特に低入札価格調査制度調査対象工事及びこれに準じて重点的な監督業務を実施する工事（以下「低入札工事等」という。）に重点をおいて点検を行いました。（低入札工事等以外の工事を「一般工事」とする。）

計			1,114 件（稼働中工事 8,063 件の約 14%）
内訳	一般工事		630 件（稼働中工事 6,830 件の約 9%）
	低入札	低入札工事	194 件（稼働中工事 194 件の 100%）
	工事等	それに準じて重点的な監督業務を実施する工事	290 件（稼働中工事 1,039 件の約 28%）

### (3) 点検内容

建設業法及び適正化法に定める監理技術者等の配置、施工体制台帳の備え付け状況等の項目と下請契約に関する項目を、元請業者に対する点検項目としました。また、元請業者が下請業者に対して「不当に低い下請負代金での契約」や「不当な使用資材等の購入強制」等を行っていないかについて確認するため、請負額 2,500 万円以上の下請業者の主任技術者にヒアリングを実施しました。

## I. 基本点検項目

### i. 監理技術者等の配置

①元請業者の監理技術者等の資格・常駐・同一性（JV構成員含む）（建設業法第26条等）、②監理技術者資格者証・講習修了証の提示（建設業法第26条第5項等）

### ii. 施工体制台帳の備え付け等

①施工体制台帳の備え付け（建設業法第24条の7、重点点検）、②施工体系図の掲示（建設業法第24条の7第4項及び適正化法第13条第3項）③建設業許可票の掲示（建設業法第40条）、④建設業退職金共済制度適用事業場である旨の掲示、⑤労災保険関係成立票の掲示（労働者災害補償保険法施行規則第49条）、⑥工事カルテの登録申請状況

### iii. 下請契約

①下請業者の建設業許可（建設業法第3条）、②軽微な工事の下請契約、③明確な工事内容での下請契約（重点点検）、④適切な請負代金の支払い方法（重点点検）

## II. 元請業者の下請施工の関与状況等に関する点検項目

### i. 元請業者の下請施工の関与状況

①技術者の常駐（現場代理人の常駐、監理技術者の常駐、主任技術者の常駐）、②発注者との協議、③住民への説明、④官公庁への届け出等、⑤近接工事との調整、⑥施工計画書（施工計画提出状況、品質管理計画等の立案、設計図書の照査）、⑦工程管理の実施、⑧施工管理（品質確保、検査・試験記録の保管、段階確認の実施）、⑨完成検査（下請業者の完成検査）、⑩安全管理（KY活動、安全巡視の実施、安全衛生責任者の確認、作業主任者等の確認、災害防止協議会の設置と開催、店社パトロールの実施、新規入場者教育の実施）、⑪施工調整及び下請業者への指導監督（施工体制台帳の把握、下請業者の主任技術者資格の把握、安全管理に対する指導、工程会議の開催、段階確認の実施、作業手順書の作成・指導・監督）

### ii. 紛らわしい施工体系

①主たる一次下請人に直営施工がないケース、②特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工しているケース、③工区割された近接工事を同一の一次下請人が施工しているケース、④下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工しているケース

## III. 下請業者への点検項目

### i. 下請業者の主任技術者の配置状況

①下請の主任技術者等の資格・常駐・同一性

### ii. 下請業者の主任技術者へのヒアリング

①不当に低い下請負代金の禁止、②不当な使用資材等の購入強制の禁止、③契約どおりの下請負代金の支払い実態

#### (4) 点検方法

点検は、当該工事を担当する監督職員以外の企画部（工事品質調整官、工事検査官）、営繕部（技術・評価課長等）、港湾空港部（港湾空港整備課長等）、各事務所等（副所長、工事品質管理官、技術課長、工務課長等）の職員により実施しました。点検にあたっては、監督職員の立会のもとで、抜き打ちで各工事現場に立ち入り、請負業者に関係資料の提示等を求めています。



写真-1 点検状況（書面）



写真-2 点検状況（現場）

### 3. 国土交通省直轄工事の点検結果

#### I. 基本点検項目

##### i. 監理技術者等の配置に関する点検

本点検項目については、不在である場合を除き、全ての工事で適正に配置されていることが確認できました。

なお、点検日当日、資格証を携帯しておらず確認できない工事が6件ありましたが、後日、監督職員が適正であることを確認しています。

##### ii. 施工体制台帳の備付け等に関する点検

本点検項目については、概ね全ての工事において、適正に行われていることが確認できたものの、一部の工事において、施工体制台帳の記載漏れ（31件、約3%）や、下請業者の建設業許可票が掲示されていない（19件、約2%）などの改善すべき事項が見られましたので、請負業者に対し改善を求めています。

##### iii. 下請契約に関する点検

本点検項目は、多くの工事で適正に行われていることが確認されたものの、他の項目よりも比較的改善すべき事項が多く見つかりました。

特に、下請契約において工事内容が明確になっていることについて確認したところ、昨年度より改善が見られるものの、機械費や材料費が不明確であるなど、依然として多くの工事で改善すべき事項がみられました（165件、約15%）。また、下請負代金の支払い方法についても、支払代金に占める現金の比率や手形の期間などについて、一部の工事において改善すべき事項がみられました（29件、約3%）。

## II. 元請業者の下請施工の関与状況等に関する点検項目

### i. 元請業者の下請施工の関与状況

本点検項目については、概ね全ての工事において、適正に行われていることが確認できました。

ただし、下請業者の完成検査が工事関係書類により確認のできないもの（41件）、工程会議の開催に関する資料の確認できないもの（39件）、作業手順書作成の確認ができないもの（44件）が見られたので、請負業者に対して改善を求めています。

### ii. 一括下請負に関する点検（紛らわしい施工体制）

本点検項目は、一括下請けが行われている場合に現れやすい施工体制を外形的に確認するものです。点検の結果、工区割された近接工事を同一の一次下請負人が施工している工事が5件あることが明らかになったので、詳細な確認を行いました。が、一括下請の事実は認められませんでした。

## III. 下請業者への点検項目

### i. 下請業者の主任技術者の配置状況（平成18年度から実施）

請負額2,500万円以上（建築工事は5,000万円以上）の下請業者に対して、主任技術者の専任、資格及び同一性について確認を行い、全ての下請業者で主任技術者の専任等が適正に行われていることが確認されました。

### ii. 下請業者の主任技術者へのヒアリング

元請業者が下請業者に対し、不当に低い請負代金での契約や不当な使用資材等の購入強制等を行っていないかについて、下請業者（777社）の主任技術者へヒアリングを実施しました。

その結果、上記のような事例に明らかに該当する工事はありませんでしたが、下請負代金の額に対する元請業者への不満（2件）や、下請契約の変更時期が工期末であることに関する元請業者への不満（1件）等が寄せられました。

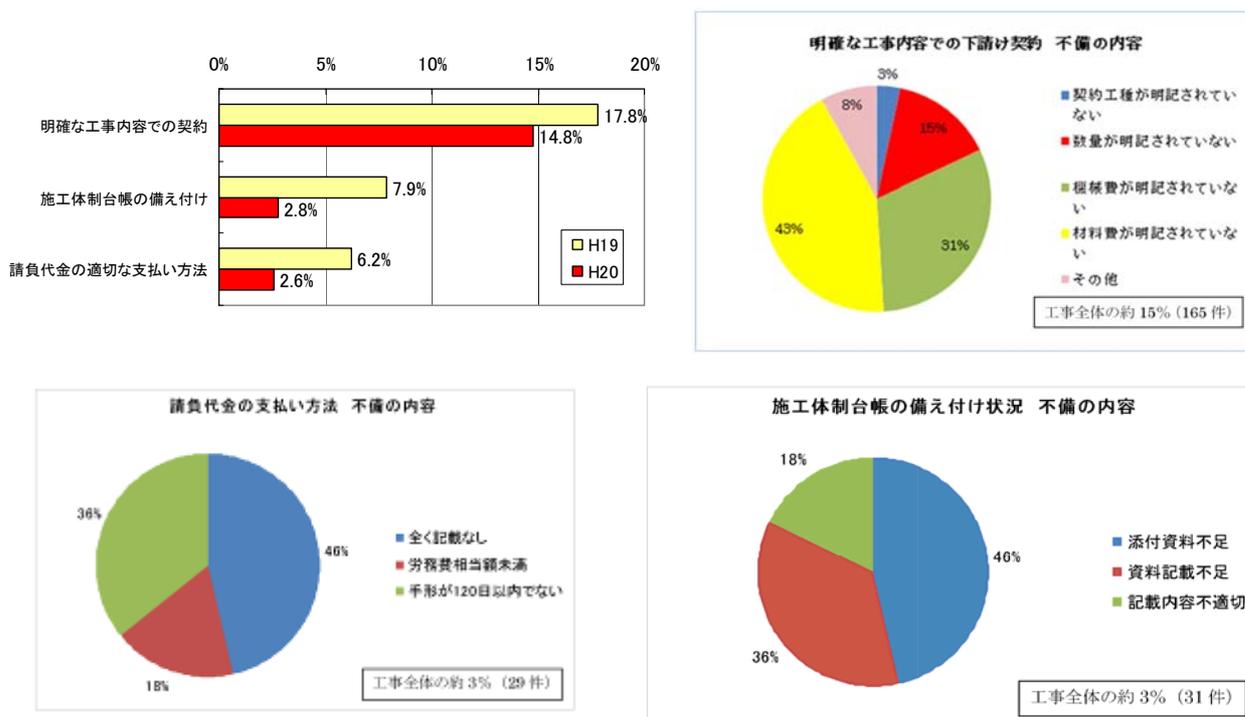
## IV. 重点点検項目（平成20年度新規）

本年度は、平成19年度の点検結果において改善すべき事項が多く確認された3項目について、特に重点的な点検を行っています。

このうち、“明確な工事内容での契約（同H19:17.8%→H20:14.8%）”については引き続き改善すべき事項が多く確認されており、今後も着目していく必要があります。一方で、“下請負代金の適切な支払い方法（改善すべき事項がある工事の割合は、H19:6.2%→H20:2.6%）”及び“施工体制台帳の備え付け（同H19:7.9%→H20:2.8%）”については大きく改善していることが確認されました。

また、これらの項目について、改善すべき事項の内容を具体的に把握したところ、“明確

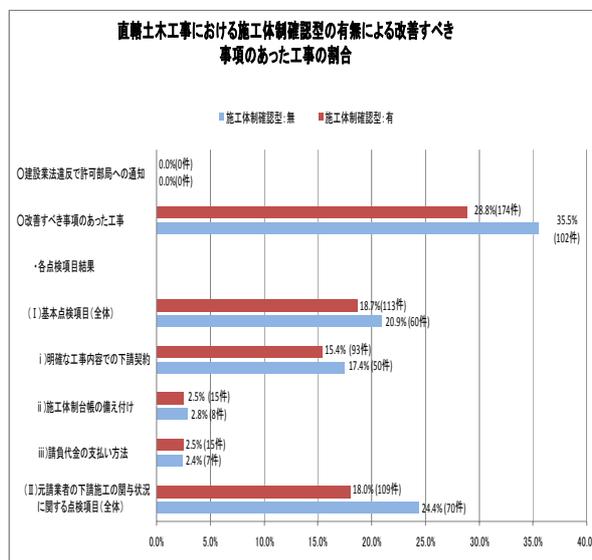
「明確な工事内容での下請契約」に関する不備では、材料費と機械費が明記されていないものが約7割を占めていました。なお、これらの不備が生じた主な理由としては、「添付忘れ」「確認不足」等が挙げられます。



## V. 施工体制確認型の有無について

直轄土木工事（港湾空港を除く。）について、施工体制確認型とその他工事について改善事項のあった工事件数の割合を比較しました。

施工体制確認型において改善すべき事項のあった工事の割合は約29%、その他の工事の場合は約36%と、7%程度優位であることが確認されました。特に「下請業者の完成検査」や「作業手順書作成」などの元請業者による下請施工への適正な管理に係る項目について、その傾向がみられます。



## 4. まとめ

- 7回目となる今年度の一斉点検は、全体で1,114件の工事（稼働中工事8,063件の約14%）について実施しました。
- 点検を実施した工事のうち約3割（325件、約29%）の工事で、何らかの改善すべき事項（軽微なものも含む）が見られたため、請負業者に対して改善を求めました。特に、「明確な工事内容での契約（同 H19:17.8%→H20:14.8%）」については、昨年度に引き続いて比較的

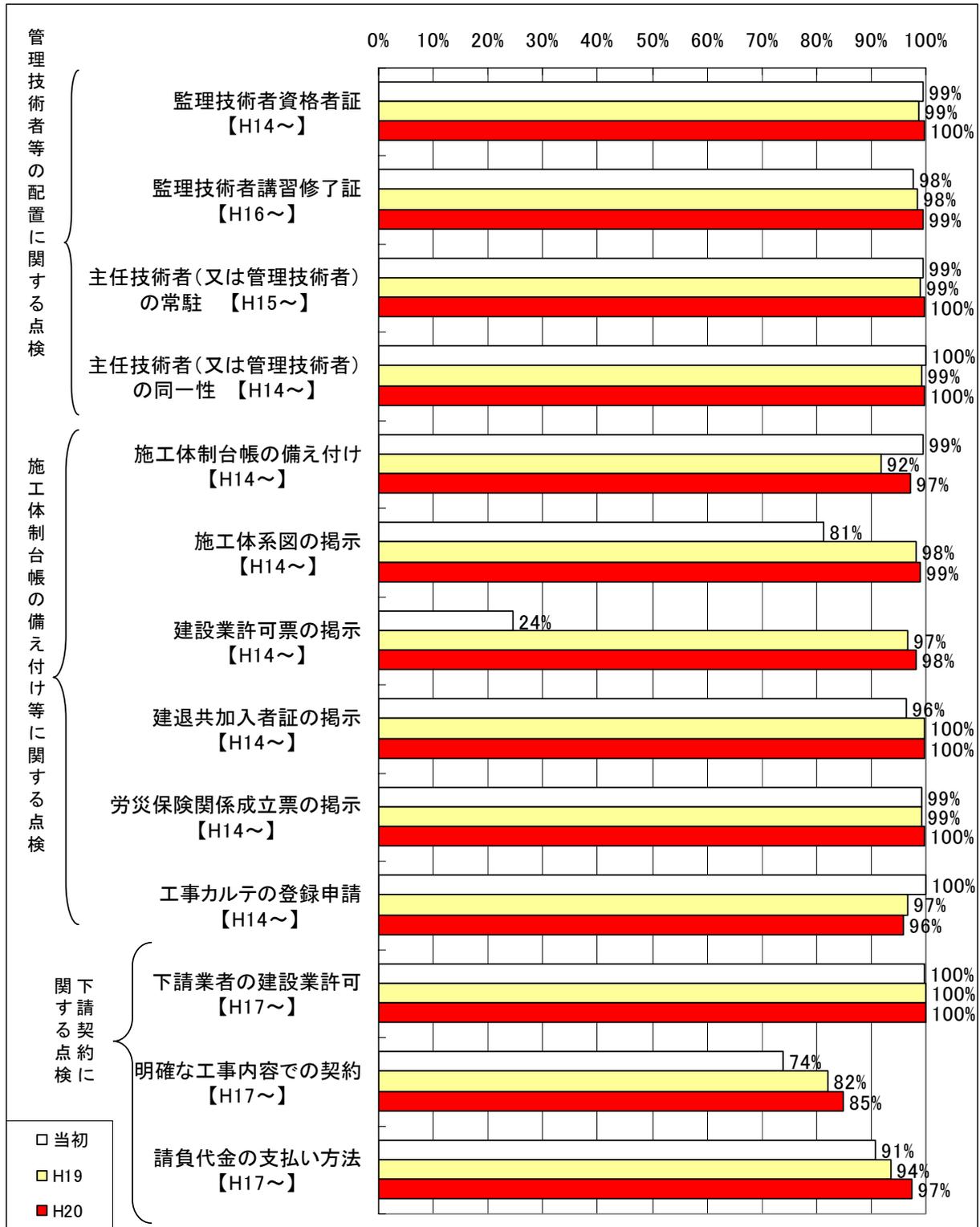
多くの工事で改善すべき事項が確認されています。

- 一方で、全般的には毎年確実に改善されており、建設業法や適正化法に関する理解の浸透が着実に進んでいることが伺えます。
- 特に、建設業許可票の掲示（改善すべき事項がある工事の割合は、H14:75.6%→H20:1.7%）や施工体系図の掲示（同 H14:18.6%→H20:0.9%）などについては、点検を開始した直後から大幅な改善がみられます。また、平成19年度の点検結果において改善すべき事項が比較的多く確認された“請負代金の適切な支払い方法（同 H19:6.2%→H20:2.6%）”及び“施工体制台帳の備え付け（同 H19:7.9%→H20:2.8%）”についても大きく改善しています。
- また、施工体制確認型は、その他の入札方式を採用した工事に比べて「改善すべき事項のあった工事の割合」が7%程度低く、適正な施工体制を確保する観点からの有効性が確認されました。
- 国土交通省では、適正な施工体制の一層の確保を図るため、本点検結果を踏まえつつ、引き続き通常の監督及び検査業務を通じて対策を講じていきます。

# I. 基本点検

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	
点検件数	計	2564	1955	1244	1135	1073	1141	1114	
	内訳	うち一般工事	2402	1740	1088	940	636	606	630
		うち低入札工事	162	196	106	153	369	339	194
		うち監督強化工事	0	19	50	42	68	196	290
1. 監理技術者等の配置に関する点検									
監理技術者資格者証									
	適正	99%	98%	99%	99%	99%	99%	100%	
	不携帯のため確認不能	1%	2%	1%	0%	1%	0%	0%	
	資格なし	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
	不在	0%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	
監理技術者講習修了証 ※最終更新日がH16.2.29以前の場合は対象外									
	適正			98%	98%	98%	98%	99%	
	不携帯のため確認不能			0%	1%	1%	0%	1%	
	資格なし			0%	0%	0%	0%	0%	
	不在			2%	1%	1%	1%	0%	
主任技術者(又は管理技術者)の常駐 ※5,000万円未満の建築工事は対象外									
	適正		99%	99%	99%	99%	99%	100%	
	常駐していない		0%	0%	0%	0%	0%	0%	
	特別な理由により不在		1%	1%	1%	1%	1%	0%	
主任技術者(又は管理技術者)の同一性(競争参加資格確認資料に記載された技術者であること)									
	適正	100%	99%	99%	99%	99%	99%	100%	
	同一でない	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
	不在	0%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	
	証明書不携帯のため確認不能	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
2. 施工体制台帳の備え付けに関する点検									
施工体制台帳の備え付け									
	適正	99%	88%	85%	92%	93%	92%	97%	
	備え付けてあるが一部不備あり	0%	12%	15%	8%	7%	8%	3%	
	備え付けてない	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
	対象外(直営施工等)	0件	9件	32件	41件	25件	33件	27件	
施工体系図の掲示 ※直営施工等の場合は対象外									
	適正	81%	91%	94%	97%	97%	98%	99%	
	掲示されているが場所が不適切	18%	8%	5%	3%	3%	2%	1%	
	掲示されていない	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	
建設業許可票の掲示									
	適正	24%	75%	88%	95%	96%	97%	98%	
	下請の許可票が掲示されていない	75%	24%	12%	5%	4%	3%	2%	
	元請及び下請の許可票が掲示されていない	1%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	
建退共加入者証の掲示 ※他の制度に加入している場合等は対象外									
	適正	96%	98%	99%	100%	99%	100%	100%	
	掲示されていない	4%	2%	1%	0%	1%	0%	0%	
労災保険関係成立票の掲示									
	適正	99%	99%	100%	99%	100%	99%	100%	
	掲示されているが場所が不適切	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
	掲示されていない	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	
工事カルテの登録申請(契約後10日以内)									
	適正	100%	88%	93%	95%	95%	97%	96%	
	10日経過後に登録申請されている	0%	12%	7%	5%	5%	3%	4%	
	登録申請されていない	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
3. 下請契約に関する点検									
下請業者の建設業許可 ※軽微な工事(請負額が500万円未満)は許可を必要としない。									
	適正				100%	100%	100%	100%	
	一部の下請業者の許可が不適切				0%	0%	0%	0%	
明確な工事内容での契約									
	適正				74%	78%	82%	85%	
一部不明確	機械・材料費又は工種・数量が不明確				21%	19%	15%	11%	
	機械・材料費及び工種・数量が不明確				5%	4%	3%	4%	
請負代金の支払い方法									
	適正				91%	93%	94%	97%	
	労務費相当について現金払としていない、手形期間が120日以内でない等				9%	7%	6%	3%	

## 適正であった工事の割合



## II. 元請業者の下請施工の関与状況等に関する点検項目

	適正	一部不良	不良	対象外
技術者の専任				
現場代理人の常駐	100%		0%	0件
監理技術者又は主任技術者の常駐	100%		0%	0件
発注者との協議	97%	3%	0%	6件
住民への説明会等の実施	99%		1%	334件
官公庁等への届出等	100%		0%	91件
隣接工事との調整	98%		2%	401件
施工計画				
施工計画書の着手前の提出	100%		0%	0件
品質管理計画等の立案	99%	1%	0%	2件
設計図書の照査	99%		1%	13件
工程管理	99%	0%	0%	7件
出来形及び品質の管理				
品質管理	99%	1%	0%	46件
検査・試験の整理、記録	99%	0%	0%	60件
段階確認の実施	100%		0%	170件
下請業者に対する完成検査	96%	3%	1%	113件
安全管理				
KY活動の確認	100%	－	0%	13件
安全巡視の実施	99%	1%	0%	18件
安全衛生責任者の常駐把握	98%	－	2%	25件
作業主任者の資格確認・把握	99%	－	1%	105件
災害防止協議会の設置と開催	99%	－	1%	48件
店社パトロールの実施	99%	1%	0%	31件
新規入場者教育の実施	99%	1%	0%	16件
施工調整及び下請業者への指導監督				
施工体制台帳の内容把握	99%	1%	0%	24件
下請業者の主任技術者確認・把握	99%	1%	0%	19件
下請業者に対する安全管理の指導	99%	－	1%	35件
工程会議の開催	96%	4%	－	46件
下請施工に関する段階確認の実施	98%	－	2%	131件
作業手順書の作成、指導・監督	96%	－	4%	24件